

保険料(税)は納期までに

●保険料(税)の納付が困難なときは

保険料(税)を滞納することは、他の加入者の皆さんの負担を重くすることにつながります。

災害や所得の大幅な減少などの特別な事情で保険料(税)を納めることが困難なときは、早めに各市区町村の担当窓口にご相談ください。

申請によって、保険料(税)の減免や徴収猶予などが認められることがあります。



●特別な事情なく保険料(税)を滞納すると

資格証明書が交付される場合があります。

保険証の代わりに資格証明書が交付されることがあります。資格証明書で病院にかかった場合はいったん医療費の全額を支払わなければなりません。(後日、保険給付分の払い戻しを申請できます。)

保険給付が差し止められる場合があります。

滞納が続くと高額療養費などの保険給付が差し止められる場合があります。

財産が差し押さえられる場合があります。

滞納保険料(税)に充てるため、給与や預貯金・生命保険などの財産調査や差し押えが行われることがあります。

保険料(税)の納め方

●保険料(税)の支払は便利な口座振替で!

一度の手続きで毎回の保険料(税)が、指定の口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れの心配がなく、安心して便利です。

●手続き先

各市区町村窓口、各市区町村の指定金融機関又は郵便局

●手続きに必要なもの

- ・納付通知書
- ・預金通帳 など



●年金からの特別徴収(天引き)について

特別徴収(天引き)の対象になるのは次のいずれにも該当する場合は

- ①世帯主がこくほに加入している
- ②世帯内のこくほ加入者全員が65歳以上である
- ③世帯主が年額18万円以上の年金を受給している

ただし、介護保険料と国民健康保険料(税)との合算額が年金受給額の1/2を超える場合には、国民健康保険料(税)は特別徴収されません。

※特別徴収の対象の方については、条件を満たせば口座振替による納付ができますので、お住まいの市区町村にご相談ください。